

健 総 号 外
平成28年3月17日

島根県立総合福祉センター
使用料減免承認を受けている皆様

島根県健康福祉部健康福祉総務課長
(公 印 省 略)

島根県立総合福祉センターの利用手続きの変更について

平素より本県の健康福祉行政の推進につきまして、格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県においては、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため、松江に島根県立東部総合福祉センター（通称：いきいきプラザ島根）を、浜田に島根県立西部総合福祉センター（通称：いわみーる）を設置し、管理運営を行っているところです。

しかしながら、昨年度、島根県監査委員会が実施した監査において、これら施設の利用において一部不公平な点があるとの指摘を受け、その見直しを検討してきたところです。

については、別紙により施設利用に係る手続きの見直しを行うこととしましたので、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、手続き等にご不明な点がございましたら、別紙連絡先までお問い合わせさせていただきますようよろしくお願いいたします。

担当
総務情報グループ
出雲、山田島
TEL：0852-22-6253

「県立総合福祉センターの利用手続きが変わります」

1 変更の概要

	項目	現状	変更後
①	使用料減免団体承認申請	申請当初（1回のみ）	年1回（毎年）
②	利用料金の納付時期	期日が不明確	使用許可を受けるまでに

2 変更の時期

平成28年4月1日

3 変更内容

【減免団体の申請について】

- 既に使用料減免承認を受けている団体も毎年申請が必要になります。
- 団体の資料を添付して最寄りの総合福祉センター事務室へ申請してください。

		平成28年3月31日までに承認を受けている団体様	平成28年4月1日以降承認を申請される団体様
平成28年度 使用料減免 承認申請	平成28年 9月30日 までに使用	平成28年7月31日 までに申請	使用日の2週間前 までに申請
	平成28年 10月1日 以降使用	使用日の45日前までに申請	

※ 団体審査をした後、使用申請の内容も減免の対象となるかどうか審査します。
審査が間に合わないと減免にならない場合があります。

- 添付資料で団体の具体的な取組み（福祉を増進する活動の実績等）を確認します。
（団体の資料の例：規約、構成員名簿、事業計画書、実績報告書、等）

【使用料金の納付について】

- 有料の場合、会館事務室へ使用申請書を提出された後に「納付書」をお渡しします。
- 使用料金の納付を確認後、使用許可書をお渡しします。

4 お問い合わせ先

詳しくは、会館事務室、または、島根県健康福祉総務課へお問い合わせください。

東部（いきいきプラザ島根）…（0852）32-5911

西部（いわみーる）…（0855）24-9330

島根県 健康福祉総務課 …（0852）22-6253